

別記 第7号様式

若年がん患者等生殖機能温存治療費助成申請書
(凍結更新分)

(宛先)
東京都知事
以下のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな							生殖機能温存治療を受けた者との関係					
	氏名												
	生年月日・性別	年		月		日生		男・女					
	住所	〒 -											
	電話番号	- -						※日中必ず連絡の取れる電話番号を記入					
	E-mail							※任意記入					
	患者アプリ番号(12桁)					患者アプリ番号を記載できない場合の理由							
生殖機能温存治療を受けた者(申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな												
	氏名												
	生年月日・性別	年		月		日生		男・女					
	住所	〒 -											
電話番号	- -						※日中必ず連絡の取れる電話番号を記入						
生殖機能温存治療について、助成金の交付を受けたことがありますか。													
☐ 東京都での助成歴あり 東京都若年がん患者等生殖機能温存治療費助成決定通知書(生殖機能温存治療分)に記載された申請番号 → ()													
☐ 他道府県の助成歴あり 道府県名 → ()													
本事業における「凍結更新に係る費用」の申請回数 ※初回の凍結保存費用を除きます。								() 回目の申請					
妊娠のための治療について、助成金の交付を受けたことがありますか。 ※他自治体での助成を含みます。								東京都・他の自治体での助成歴 ☐ あり → 過去() 回受けた ☐ なし					
今回助成を受けようとする費用について、他の公的な助成金等を受けていますか(東京都以外が助成したものを含む)								はい・いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません					
添付書類	(添付したものに☑)												
	☐ 若年がん患者等生殖機能温存治療実施証明書(凍結更新分)[別記第8号様式]												
	☐ 住民票の写し(個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの。コピー不可。)												
	☐ 治療費等の領収書の写し												
振込先	☐ 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号が分かるもの(写し)												
	フリガナ				金融機関名				支店名	支店			
	口座名義				口座種別	普通・当座	口座番号						
以下の事項について同意します(同意いただけない場合は、本助成を受けることができません。)													
・ 本事業の趣旨を理解し、厚生労働省が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法に関する研究促進事業」のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を適切に行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。(原則として、生殖可能年齢を越え、又は検体破棄申告があるまでの期間)													
・ 本事業の助成状況について、他の道府県・指定都市・中核市へ照会及び提供をすること。													
年 月 日										助成決定金額 ※東京都 使用欄			
申請者氏名(自署)													

別記 第7号様式

◎注意事項

- 1 生殖機能温存治療を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。やむを得ず、申請者名義以外の口座への入金を希望される場合には、別途委任状の提出が必要となります。
- 3 助成決定金額は、東京都保健医療局医療政策部医療政策課（下記「問合せ先」に同じ）から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、生殖機能温存のために凍結した精子、卵子、卵巣組織、胚（受精卵）の凍結保存の継続に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。
初回の凍結保存に係る費用については、生殖機能温存治療に係る費用として助成しますので、凍結更新の助成対象外となります。
- 5 助成額は、1年間につき3万円が上限となります。1年に満たない期間は、1年間としてカウントします。
- 6 助成対象期間は、初回の凍結保存期間が終了した日から、以下のいずれか早い日までとします。
 - (1) 患者の年齢が43歳に達した日
 - (2) 妊娠のための治療について、次の区分により定める助成上限回数に達した日
妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた場合 通算6回
妻の年齢が40歳から42歳までに1回目の助成を受けた場合 通算3回
 - (3) 患者の意思により組織等の凍結を終了した日
 - (4) 凍結組織が無くなった日
 - (5) 患者が死亡した日
- 7 本事業の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 医療機関によっては、別記第8号様式の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 9 本事業に参加する方の生殖機能温存治療に関する診療情報は、医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会が助成申請の内容と結果について各都道府県に対して照会を行うことがあります。日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することがあります。
その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。
- 10 書類に不備がある場合、助成金を交付できないことがありますので御注意ください。
- 11 助成金を支給できない場合は、その理由を付して通知します。

郵送先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都保健医療局 医療政策部 医療政策課 がん対策担当
※ 東京都庁専用郵便番号「163-8001」を記入すれば宛先住所を省略しても届きます。

問合せ先

東京都保健医療局 医療政策部 医療政策課 がん対策担当
電 話 03-5320-4389(直通)